



消費者弁護士の肖像

山崎省吾 第8回(全9回予定)

やまさき しょうご…昭和28年姫路市生まれ。昭和59年弁護士登録。昭和60年「豊田商事事件」で豊田商事国家賠償訴訟常任弁護団員として消費者事件に関わる。平成11年「ダンシングモニター商法事件」で全国弁護団を主導。平成23年から25年まで先物取引被害全国研究会代表幹事。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長。NPO法人ひまわり消費者ネット副理事長など。

不招請勧誘規制の必要性について熱く語る山崎

平成26年度、消費者庁が実施した「消費者の訪問勧誘・電話勧誘・FAX勧誘に関する意識調査(有効回答数2000名)」によると、訪問や電話による勧誘を「全く受けたくない」との回答率は96%超に及ぶ。至極まっとうな意識であることは言うまでもない。招きもしない事業者から不意打ち的に、そして一方的に、自宅において勧誘される(不招請勧誘)。こうした販売手法を自ら望んでいる消費者はいない。不招請勧誘は迷惑行為であるばかりか、悪質商法の典型的な販売スタイルでもある。

不招請勧誘規制の運動へ

消費者弁護士としての山崎の活動は、豊田商事事件からダンシングモニター商法事件、そして商品先物取引に絡む消費者被害へと続いた。これらの事件に共通するのは、高齢者が狙われたことと、電話や訪問による勧誘販売だったことである。こうした消費者被害の背景には、高齢者特有のお金や健康、孤独といった問題が指摘されているが、そもそも不招請勧誘さえなければ事件の多くは成立しなかったはずだ。

その点について山崎はこう語る。「私が先物取引被害全国研究会の代表幹事を務めていた平成23年、商品先物取引法完全施行に伴い、不招請勧誘禁止規制が導入されました。津谷裕貴弁護士をはじめ、先物研メンバーを中心としたこれまでの取り組みによって同禁止規制が制度化された結果、先物取引をめぐる被害は激減していきます。事業者数も3分の1程度に淘汰されました。ただし、それから4年後、経済産業省・農林水産省の省令改正によって、この規制は骨抜きにされてしまいますがね……」

商品先物取引法しかり、改正貸金業法しかり、規制法の効果は歴然である。歴然であるが故に事業者の反発も強い。平成27年6月の「消費者委員会 特定商取引法専門調査会(第6回)」で不招請勧誘規制のヒアリングが行われた際、業界団体から猛反発があり、規制導入は見送られた。本件において消費者庁が行ったパブリックコメントでは、規制導入賛成は545件、反対は約4万件。にわかに湧き上がった不招請勧誘規制案だったため、消費者団体や関係者らの対応は後れを取った。

「われわれは消費者の代弁者となっていない」——山崎は臍を噛むような思いでこの結果を受け止めていた。

「悪質業者は高齢者を食い物にする。私は何十年もそれを見てきました。詐欺業者ばかりではありません、ちゃんとした会社もときに危うい金融商品を平気で売るのがこの世界です。だから、私は一時『高齢者取消権』を制度化すべきだと考えていました。でも、同じ志をもつ消費者弁護士と議論したり、諸外国の動向を視察したりしているうちに考えが変わりました。やはり、この手の消費者被害は訪問販売と電話勧誘販売がきっかけです。だから、この根を絶たない限り高齢者被害はなくなりません。先進国ではすでに『Do-Not-Call』『Do-Not-Knock』という不招請勧誘規制の制度があります。日本は、いつまでお年寄りからお金を巻き上げる販売手法を許すのか。これは“国家の品格”が問われている問題だと言ってよろしい」

山崎はいま、特商法における不招請勧誘規制の4年後の見直しを見据え、消費者の代弁者となり得る運動へと舵を切り始めた。

(写真・文 原田修身)